

相模原すみれ園 居宅介護支援事業所 料金表（令和6年4月1日現在）

利用料等

法定代理受領（事業者が、介護保険からサービス利用に相当する給付を受領する）の場合は、利用者負担はありません。※但し、利用者が介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、以下の料金を一旦、お支払い頂きます。

(1) 基本料金

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I i 11,772 円	居宅介護支援費 I i 15,295 円
“ 45 人以上の場合において、45 人以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 I ii 5,896 円	居宅介護支援費 I ii 7,631 円
“ 45 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費 I iii 3,533 円	居宅介護支援費 I iii 4,574 円
IT の活用等を行い介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費 II i 11,772 円	居宅介護支援費 II i 15,295 円
“ 50 人以上の場合において、50 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費 II ii 5,712 円	居宅介護支援費 II ii 7,403 円
“ 50 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 II iii 3,425 円	居宅介護支援費 II iii 4,444 円

(2) 加算（※定められた要件を満たす場合、基本料金に下記の料金が加算されます）

加算項目	加算額	内容・回数等
初 回 加 算	3,252 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合及び要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合
入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2,710 円	利用者が入院した日に、病院等の職員に必要な情報提供をした場合
入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2,168 円	入院翌日または翌々日に、病院等の職員に必要な情報提供をした場合

退院・退所加算（連携1回）	4,878円 (カンファレンス参加 6,504円)	退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談の上ケアプランを作成し、サービス利用等の調整を行なった場合 ※連携3回を算定できるのは、担当医等との会議に参加した場合のみ
退院・退所加算（連携2回）	6,504円 (カンファレンス参加 8,130円)	
退院・退所加算（連携3回）	9,756円	
通院時情報連携加算	542円	医師・歯科医師の診察に介護支援専門員が同席し情報提供を受けケアプランに記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,336円	終末期の利用者に対し、死亡当日及び14日以内に2日以上自宅を訪問し心身の状況等の情報を医師に提供した場合

特定事業所加算（Ⅰ）	5,625円	主任介護支援専門員を2名以上配置し質の高いケアマネジメントを実施できる等一定の要件を満たした場合
特定事業所加算（Ⅱ）	4,563円	主任介護支援専門員を1名以上配置し質の高いケアマネジメントを実施できる等一定の要件を満たした場合
特定事業所加算（Ⅲ）	3,501円	主任介護支援専門員を配置し質の高いケアマネジメントを実施できる等一定の要件を満たした場合
特定事業所加算（A）	123円	主任介護支援専門員を配置し質の高いケアマネジメントを実施できる等一定の要件を満たした場合
特定事業所医療介護連携加算	1,235円	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定しかつ医療機関との連携に関する取り組みを積極的に行っている場合
中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	基本利用の5%	中山間地域において、通常の事業実施地域以外に居住する利用者へのサービスを提供した場合

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域を超えて事業を行った場合に発生した交通費につきましては、使用した交通機関の実費を徴収させていただきます。